

# 第 152 回江東区都市計画審議会議事録

( 開催日：令和 4 年 1 0 月 2 4 日 (月) )

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	令和4年10月24日（月）午前10時00分（午前10時34分）
開催場所	江東区役所3階 区議会全員協議会室
議題	（諮問事項） 1 東京都市計画道路等の変更について
会議進行の概要	1 開会 2 欠席者及び定足数確認の報告 3 傍聴者の報告 4 諮問事項（説明・審議・採決） 5 その他 6 閉会
出席者 （敬称略・順不同）	【委員】 苦瀬 博仁、篠崎 道彦、島田 正文、（花野 信子）、宮崎 祐助、星野 博、おおやね 匠、徳永 雅博、鈴木 綾子、吉田 要、佐竹 としこ、関根 友子、赤羽目 民雄、（鈴木 智文）、平本 隆司（代理）、武藤 真、安藤 幸夫、渡辺 哲三、竹口 友章、白石 秀樹、（三輪 さおり）、小山 壽久、澤田 桃香 【幹事】（押田副区長）、都市整備部長、地下鉄8号線事業推進室長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、地域整備課長、地下鉄8号線事業推進課長、まちづくり担当課長、港湾臨海部対策担当課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、交通対策課長 （ ）は欠席
傍聴人	0名
配布資料	資料1 東京都市計画道路等の変更について 資料2 意見書の要旨 参考1 東京都市計画道路の変更（江東区抜粋） 参考2 東京都市計画道路の変更（東京都決定） 参考3 東京都市計画道路の変更（東京都決定） 参考4 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定） 参考5 東京都市計画特別工業地区の変更（江東区決定） 参考6 東京都市計画高度地区の変更（江東区決定） 参考7 東京都市計画防火地域及び防火地域の変更（江東区決定）
審議経過	諮問事項1は全員賛成により、妥当とされた。

午前9時58分 開会

### ◎開会の宣告

○会長 定刻よりも少し前でございますが、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

これより、第152回江東区都市計画審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

---

### ◎欠席者及び定足数確認の報告

○会長 それでは、まず、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画担当係長） 事務局より、欠席者・定足数確認の前に、本日の資料の差し替えについて確認をさせていただきます。

区議会議員を除く委員の皆様には、10月14日付で資料を郵送させていただきましたけれども、そのうち資料の2に誤りがございまして、週明けの10月17日に差し替えの資料を送付させていただいております。お手数をおかけし、申し訳ございません。差し替えの資料の2が届いていないという委員の方がいらっしゃいましたら、お知らせをいただけたらと思います。

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

---

### ◎委員の変更について

○事務局（都市計画担当係長） 続きまして、委員の変更についてご報告・ご紹介をさせていただきますと存じます。

本日付で、委員に委嘱されました、区議会委員の徳永雅博議員でございます。委嘱状は机上に配布させていただいております。徳永委員、どうぞよろしく願いいたします。

○徳永委員 どうぞよろしく願いいたします。

---

### ◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市計画担当係長） それでは、欠席者・定足数の確認でございます。本日、花野委員、鈴木委員、三輪委員の3名から欠席の届出がございました。これにより、本日は委員の2分の1以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

事務局からは以上になります。

○会長 ありがとうございます。

---

#### ◎傍聴者の報告

○会長 次に、本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画担当係長） 本日、傍聴の申込みの方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

---

#### ◎諮問

○会長 次に、本日の諮問についてでございます。

本審議会に対し江東区長より諮問がなされておりますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。

令和4年10月24日 江東区長 山崎孝明。

記。

1. 東京都市計画道路等の変更について（東京都決定案件）。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

---

#### ◎諮問事項1「東京都市計画道路等の変更について」

○会長 それでは、これより諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項1「東京都市計画道路等の変更について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 会長。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 東京都市計画道路等の変更についてでございます。資料1をご覧ください。1ページになります。

東京都では、計画的かつ効率的な道路ネットワークを形成していくため、平成28年に策定した「東京都における都市計画道路の整備方針」に基づきまして、優先整備路線等を位置づけ、都市計画道路の整備を着実に進めるとしております。

一方で、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路につきましては、令和元年東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針に基づき、変更予定路線がまとめられ、都市計画の変更手続を進めているところでございます。また、都市計画道路の計画線を起点とする用途地域等につきましても、変更の手続を同時に行っているところでございます。

最初に1の都市計画の内容（1）変更する都市計画等についてでございます。今回変更する都市計画は、東京都が都市計画決定をする東京都市計画道路、用途地域、江東区が都市計画決定をする東京都市計画特別工業地区、高度地区、防火地域及び準防火地域の5件でございます。

なお、用途地域及び高度地区の組合せにより、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の一部も同時に改正する予定でございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。（2）変更箇所一覧になります。本区の都市計画道路の変更が（1）にございます、清澄通り（2）蔵前橋通り（3）新大橋通りなど五か所、いずれも都市計画道路の幅員を現道の幅員に合わせる変更を行うものでございます。下の図は、変更箇所のそれぞれの位置を示しているところでございます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。2の変更箇所の内容についてご説明させていただきます。

（1）東京都市計画道路幹線街路補助線街路第110号線（清澄通り）の変更についてです。清澄通りの変更につきましては、清澄三丁目にあります、清澄庭園の付近から深川二丁目、葛西橋通りの手前まで延長約520メートルの道路付近を平野一丁目、二丁目、下の図面では右側になりますけれども、東側に約8メートル拡幅する予定であったものを現道の幅員に合わせ、計画幅員を33メートルから25メートルに変更するものでございます。下の図の凡例にありますように、緑のラインがこれまでの都市計画の計画線を示しており、赤いラインは変更後の都市計画の計画性を示しております。また、この赤いラインにつきましては、現在の道路境界線となっているところでございます。また、合わせまして緑のラインから30メートルの範囲に指定されている用途地域等を赤い色のラインから30メートルの範囲に変更するものでございます。

これによりまして、これまで用途地域等の指定の範囲、図では黒色のハッチングがかかっている範囲でございますが、①及び②の用途地域が商業地域から準工業地域に建ぺい率が80%から60%に、容積率が500と600%から300%に、防火地域から準防火地域に、高度規制が第三種高度地区に、日影規制が5h

－ 3 h に周辺の指定に合わせて変更するものでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。2 番目になります。

(2) 東京都市計画道路幹線街路放射第 1 4 号 (蔵前橋通り) の変更についてでございます。蔵前橋通りの変更につきましては、亀戸二・三丁目付近、明治通りから西側に向かって約延長 1 1 0 メートルの道路付近を亀戸三丁目側、図で言いますと上の北側になりますが、約 2 メートル拡幅する予定であったものを現道付近の内側に計画幅員を 2 7 メートルから 2 5 メートルに変更するものでございます。

下の図では緑色のラインがこれまでの都市計画の計画線を示しており、赤いラインは変更後の都市計画の計画線となっております。また、合わせまして緑色のラインから 3 0 メートルの範囲に指定されている用途地域等を赤い色のラインから 3 0 メートルの範囲に変更するものがございます。これによりまして、これまでの用途地域等の指定範囲、図では黒色にハッチングしている範囲でございますが、①から②の用途地域等につきまして、①は商業地域から準工業地域、建ぺい率 6 0 %、容積率 3 0 0 %、準防火地域、第三種高度地区、第二種特別工業地区に変更いたします。②は日影規制を 5 h - 3 h に変更します。③は商業地域から近隣商業地域、容積率 3 0 0 %。準防火地域、第三種高度地区に変更いたします。④につきましては、容積率を 5 0 0 % に変更する、いずれの箇所につきましても、周辺の指定に合わせて変更するものでございます。

続きまして 5 ページをご覧ください。(3) 放射 3 1 号、新大橋通りと補助線街路第 1 1 0 号、清澄通りが交差する森下駅の交差点の変更についてでございます。

森下駅の交差点の変更につきましては、交差点に向けて各方面から約 7 0 メートルの区間、図では赤いハッチングの区域でございますが、こちらは約 3 メートル拡幅する予定であったものを現道の幅員に合わせて新大橋通りの計画幅員を 3 0 メートルから 2 7 メートルに、清澄通りの計画幅員を 2 8 メートルから 2 5 メートルに変更するものでございます。こちらの変更に伴いまして、用途地域等の変更はございません。

続きまして (4)、放射第 1 4 号支線 1 の廃止についてでございます。こちら、蔵前橋通り、江東新橋の橋詰と丸八通りの新小原橋の橋詰を接続するルートを都市計画道路の支線として位置づけておりましたが、利便性、費用対効果等を検証した上で、都市計画道路の支線を廃止するものでございます。こちらの支線の廃止に伴いまして用途地域等の変更はございません。

恐れ入ります、6 ページをご覧ください。

(5) 放射第16号(永代通り)・(沢海橋)の変更についてでございます。永代通りの変更につきましては、東陽三丁目と木場五丁目にかかります沢海橋にある東陽三丁目の北側の橋詰、図では赤いハッチングがかかった区域でございますが、現況の道路区域に合わせて変更するものでございます。こちらにも、用途地域等の変更はございません。

続きまして3、これまでの経緯についてでございます。これまで素案の説明会は、本年5月21日から6月4日にかけて開催しているところでございます。

また、9月21日から10月5日にかけて都市計画案の縦覧を行っております。これらに加えまして、町会等への説明も行っており、区が説明している中では都市計画道路の変更の賛成のご意見もいただいております。中にはもっと早く変更すべきだとの声をいただく一方、都市計画案の縦覧の結果では、反対の意見書が1件提出されております。

恐れ入ります、ここで、資料2をご覧いただきたいと思っております。意見書の要旨についてでございます。都市計画の手続の一つであります、都市計画法第17条の規定による意見書の提出は、清澄通り沿いの土地の所有者から1件ありました。内容は表の左の欄にある、所有する土地に関する用途地域等の変更により、不動産価値に多大な損害が生じること、変更する意味または救済策、代替案について区の考えを問うものでございます。これに対しまして、区の見解といたしましては、右の欄に記載しているとおり、今回清澄通りの計画幅員の変更に伴い、東京都が策定しております用途地域等に関する指定方針、指定基準に基づきまして、都市計画道路の計画線から30メートルの範囲で商業地域を指定しているところでございます。この商業地域の指定につきましては、沿道の活性化、延焼遮断帯の形成、幹線道路等の騒音等から後背住宅地の環境を保護するための緩衝機能などを目的としているところでございます。このため、この区域につきましては、高容積率、防火地域に指定し、高度地区などの高さ規制を設けていないところでございます。

この都市計画の考え方や方向性を継続してまちづくりを進めていくためにも、今回、都市計画道路の幅員の変更及び用途地域等も合わせて変更するものでございます。

また、不動産価値の損害に対する救済策、代替案の検討につきましては、これら都市計画の趣旨を鑑みますと、良好な都市形成に向けた取組にはつながらないと認識しているところでございます。

恐れ入ります、お手数ですが、資料1の6ページにお戻りください。4、今後の

予定でございます。これらの都市計画の変更につきましては、来月11月の東京都の都市計画審議会の審議を経て、12月に都市計画決定を予定しているところでございます。

説明は以上となりますが、参考の1から3に都市計画道路の変更の図書を、参考の4から7には用途地域等の変更図書を添付しております。

私からは以上となります。

○会長 ありがとうございます。それでは、質疑に移りたいと思います。本日の質疑等については、お一人に一本ずつ机上にマイクをご用意しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員 おはようございます。それでは、質問します。

都市計画道路の位置づけについてですが、清澄通りや蔵前橋通りまた永代通りが都市計画道路として位置づけられたのはまず、いつ頃でしょうか。また、これまで道路を拡幅、整備しているわけですけれども、都市計画道路のこの支線を廃止する理由、根拠について伺います。

○事務局（都市計画課長） 会長。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 清澄通り、蔵前橋通り、永代通りが都市計画道路として決定されたのは、戦災復興時、昭和21年となっております。今回、都市計画道路の見直し等につきましては、東京都ではこれまで長期的な視点から都市計画を決定し、整備に取り組んでまいりましたが、その事業量は多く、また整備に時間が多分にかかったということと、都市計画の必要性について検証を行い、適宜見直しを行ってきたという経緯がございます。これら都市計画道路のうち、おおむね完了している道路区間、こちら概成道路と申しておりますが、その区間につきまして、都市計画道路に求められる機能または道路構造条例等における現況の幅員、地域の実状などを十分評価した上でこれらを踏まえ、現道に合わせるという見直しを行い都市計画を変更したと聞いているところでございます。

以上でございます。

○会長 ●●委員どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。いろいろ現道に合わせると理由があったということで、理解しましたけれども、都市計画の指定の廃止に伴って、道路にな



る予定だった土地が現状のまま、宅地として利用できると認識しました。清澄通りや蔵前通りのケースは理解できるんですけども、亀戸八丁目にあります放射第14号支線1ですか。これが廃止されると、道路が宅地化されて道路がなくなるのではと、先ほどの説明とかいろいろ聞いていますと、心配になるわけですけども、また沿道の方々に影響があるのではないかと心配しますけれども、伺います。

○事務局（都市計画課長） 会長。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 放射第14号支線1につきましては、蔵前橋通りの江東新橋橋詰と丸八通りの新小原橋橋詰を接続する、都市計画道路の支線として位置づけておりました。また、見直しに際しましては、利便性また費用対効果を検証した上で、支線と接続している本線が完成していることかつ周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな影響がないと判断したため、都市計画道路の指定を廃止するものでございます。これに伴いまして、今現在ある道路、区が管理している現況道路が道路から宅地に変更するのではなく、現状の道路形態を維持していくために、道路交通上また周辺の生活環境上、支障が生じるということはないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○会長 ●●委員どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。これまでの経緯を見ましても、説明会のおきにも反対がなかったということと、また、現状のままで区がしっかりと道路整備とか行っていくところは行っていくということで理解できましたので、分かりました。

○会長 では、●●委員どうぞ。

○●●委員 それでは、質問をさせていただきます。

先ほど、5月21日から6月4日までとまた10月に説明会が行われたということで、反対が1件ございましたけれども、この都市計画素案の説明会でどのようなほかに意見があったのかまず伺います。

○事務局（都市計画課長） 会長、都市計画課長

○会長 どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 説明会の、先ほど説明させていただきましたように5月21日から6月4日にかけて開催させていただいたところでございますが、主に清澄通り、森下の駅の交差点、蔵前橋通りを対象に3日間開催してまいりまし

た。意見につきましては、三か所の会場で全部で10件程度はあったと認識しております。説明会での主な意見につきましては、まず資料の見方が分からないということで、資料の質疑がかなりありましたということと、あとは、これまでの都市計画道路により建築制限を受け不利益を受けていたが補填等あるのかというように都市計画道路による建築制限に関する事、また、制限が解除されますと固定資産税は上がるのかという財産に関わる問題など、都市計画の規制に関連する事項のほかに、現在ある歩道橋等やまた、無電柱化について検討してほしいなど道路機能等に関する要望等がありました。また、当日ですけれども、当日の資料配布だったために、事前に資料を配布してほしいなど説明会運営に対する要望もあったと認識しております。

以上となります。

○会長 ●●委員どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。まさに今、ほかのいろんな現場の意見というのがご披露されたわけですが、私も同じように思っております。そしてまた、その中でのその建築制限ということがありまして、また不利益の補填ということもございました。この地区、私のエリアの中であるんですけれども、平野から深川までのこのラインですね。これは、520メートルのところなんですけれども、今工事もしているところがございます、解体して新しいマンションが建つという、今工事中でございます。具体的に、その建築制限というのは具体的にどのようなものなのか、また制限によって、不利益の補填ってございましたけれども、そのような補填はあるのか、また、現状ですね。制限がなくなることによって、固定資産税の税金が上がるのかということについてお伺いいたします。

○事務局（都市計画課長） 会長、都市計画課長。

○会長 どうぞ。

○事務局（都市計画課長） まず一点目でございますが、建築制限でございますけれども、都市計画道路の指定に伴うこれまでの建築制限の現状でございますけれども、具体的に申しますと、三階建て、建築制限がかかる範囲では、建築の制限としまして三階建て以下で簡易な建物とするという両方がかかっていたところがございます。

また、都市計画道路と申しますと、交通、防災、インフラ、多様な機能を有する、都市を形成する極めて重要な都市基盤施設と認識してございまして、良好な都市の形成また公共利益の観点からすると、これまでの建築制限によって補填をするということは難しいのではないかと考えているところでございます。

また、固定資産税が上がるのかということをございますけれども、こちらに関しましては、都税事務所の所管となりますので、ちょっと具体的に変動がどうなるのかというのは答弁を持ち合わせはございませんが、一般的に言いますと、固定資産税の評価額の変動につきましては、固定資産の評価基準等により、適正に見直されるということで制限がなくなると上がる可能性はあるというのは認識しているところでございます、

以上でございます。

○会長 ●●委員どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。これ今、工事中のところに関しても影響がないということで計画どおりの建物になっていくという理解でよろしかったと思います。また、今後のことについての建て替えというところとなると、今回の変更の部分がかかってくるんだなと理解できました。今後とも、住民のご意見等々を慎重に聞いていただきながら、解決しながら安全・安心のこのとおりにしていただければと思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。●●委員どうぞ、お願いします。

○●●委員 おはようございます。私からも二点伺いたいと思います。

まず、清澄通り沿道の用途地域等の変更についてですけれども、これ、用途地域等の変更に伴って、用途や容積率など新たに制限に適合しなくなってしまう建物なんかは何件あるのでしょうか。

また、適合しない建物の取扱い、これはどのようになるのか伺いたいと思います。

それから、資料2に関する区の説明では、都市計画道路の変更で用途地域等の変更も同時に行うということですが、これまで都市計画道路の位置を変更することは案内あったと思うんですけれども、用途地域や容積率の変更になることについては、説明がなかったように思うんですけれども、いつ、どのタイミングで周知をされてきたのか伺いたいと思います。

以上でございます。

○事務局（都市計画課長） 都市計画課長。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） まず一点目が用途地域、容積率など新たな指定や制限に適合しなくなる建築物は何件あるのかということとその取扱い等ということと二点目が、用途地域の変更についての周知という件でございます。

まず一点目でございますけれども、清澄通り沿いにおきます新たな規制、制限によって、新たな制限に適合しない建築物の数でございますけれども、区で調査し

たところ、適合しない建築物等につきましては、既存の建物が3棟、先ほどにも指摘がありました建設中の賃貸マンションが一か所ございます。合計で四か所となります。

また、用途地域等新たな制限に適合しないものの取扱いは建築基準法上既存不適格の取扱いとなっておりまして、この4件の土地の所有者または管理者に対しましては、これまで数回訪問を行いまして、5・6月の説明また資料配布を行いながら理解を得る取組を行ってきておりますが、今後も引き続き丁寧な説明を行っていきたくと考えているところでございます。

また、用途地域等の変更の周知の件でございますけれども、こちらは東京都のほうで令和元年に策定いたしました「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」におきまして、沿道の用途地域等について沿道市街地の将来像やまた地域の実状を踏まえて、必要な都市計画手続を行っていくという記載がございました。また、都市計画の変更を通して、沿道の用途地域の変更についてもこの基本方針の中でも言及してきたところでございます。

さらに、都市計画の素案につきましては、令和4年5月に都による都議会への報告を受けて区におきましても速やかに公表し、その際都市計画道路の変更に伴い、用途地域が変更になる旨を併せて説明してきたところでございます。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞお願いします。

○●●委員 まず、清澄通り沿道の用途地域等の変更について、既存不適格の取扱いとなるということなんですけれども、既存不適格となるとどのような規制がかかってくるのでしょうか。まずその点伺いたいと思います。

それと、用途地域等の変更周知については、十分行っているということなんですけれども、住民の方から反対の意見も出されております。そうしたところには丁寧な対応が必要だと思っておりますけれども、具体的に区が、こういった意見を出された方とどういう対応をされたのか、やっぱり丁寧な説明を行っていくという上で、区の対応について伺いたいと思います。

○事務局（都市計画課長） 会長、都市計画課長。

○会長 都市計画課長お願いします。

○事務局（都市計画課長） 既存不適格となるとどのような規制がかかるのかということでございますけれども、建築基準法では既存不適格は違反建築物とは異なりまして、直ちに対応する義務はございません。不利益を被るのではないというように認識を持っているところでございますが、次の建て替えまた増築等におき

ましては、基準に適合させなければいけないというように認識しているところでございます。

また、周知が足りないということでございますけれども、今回の都市計画の変更の際しまして、都におきましても道路構造条例等におきまして、現道の幅員または地域の実状を踏まえて都市計画道路の評価を行ってまいりました。

また、用途地域につきましては、都市計画道路から30メートルという商業地域を指定する路線式の考えに基づきやっております。これら都市計画につきましては、良好な都市の形成を目指し、また、都市の将来の姿を決定するものでございまして、地域住民の影響も十分考え、そして素案の説明会、都市計画図書の縦覧等、都市計画法に基づく手続を確実に行ってまいりました。

また、関係権利者に対しましては、個別による訪問により、都市計画の趣旨の説明を行ってまいりましたが、しかしながらまだ理解が不十分な方に対しましては、今後必要に応じ、都市計画の変更の趣旨等について、しっかりと丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

以上となります。

○会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

どうぞ、●●委員。

○●●委員 二点ほどちょっとお伺いしたいんですけれども、今議論を聞いていまして、お互い質問したいことも皆さん質問していただいてよく分かったんですけれども、やはり突然用途地域の変更だとかあるいは建ぺい率の変更等は大きく自分の土地の財産の評価が変わるわけですから、やはり当事者として非常に関心の高い話だと思います。ですから、丁寧にこれは説明していただきかないといけないと思うんですけれども、確認なんですけれども、この都市計画道路の変更の際に、これは本人の承諾というか、今回の都市計画変更というのは、本人承諾というのは要らないんでしょうか。それが一つと、もう一つはおおむね完成している区間が都市計画道路の変更であがったわけなんですけれども、これは今後またあがってくる可能性があるのか、もうこれで実は江東区全体を見渡して今回のこの区間で一応終了という話なのか、その辺の動向についてはどうなっているのかと二点目ちょっとお伺いします。

○事務局（都市計画課長） 会長、都市計画課長。

○会長 どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 用途地域等の変更に伴いまして、承諾等の必要があるかということでございますけれども、こちらは都市計画法第17条の都市計画の手

続をしっかりとやっていくということで、個別の承諾は必要ないというふうには法律上は記載はございません。概成道路、おおむね完成している道路がこれ以降あるのかということでございますけれども、令和元年に東京都が見直しを発表いたしました。その中にはそれ以上の概成道路の完了については記載がないところでございます。ただ、今後まだ見直しが出てくる可能性または優先整備路線が第四次でございますけど、第五次、第六次が進んでいく中では可能性的には出てくるのかなというふうに認識しておりますが、現在の計画の中では位置づけはないと認識しております。

以上でございます。

○●●委員 分かりました。今回の検討案は関係ないかもしれませんが、ちょっとついでにお聞きしたいんですけれども、都市計画道路というのは、随分前に引かれたわけです。それでその部分の規制を受けたり、場所がいっぱいあるわけです。例えば、明治通りなんかもそうですね。セットバックしてみんな三階しかつくらないというところがずっと続いているわけなんですけれども、今後例えば、都市計画道路、完成する見込みがない道路というのが多分あると思うんですね。そういったことの議論というのは、どうなっているんでしょうか。そのまま、制限掛けたままずっと続くわけですよ。その辺の今、これやっぱり会長が一番ご存じだと思うんですけれども、状況についてちょっと教えてもらいたいんですけれども。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 都市計画道路の見直しでございますけれども、これまでも数度、東京都のほうで行ってきているところでございます。やはり、実状を見極めて、今後も含めて都市計画の在り方について必要性を、また費用対効果、全部を検証した上で概成道路として完了していくのか拡幅していくのかの判断が出てくるのかと思います。しかしながら、都市計画道路は5年10年でできるものではなく、やはり50年ほどかけて作っていくものだと思いますので、そういったことを将来性を考えながら計画をしていく、または計画の変更・見直しをしていくと認識をしているところでございます。

以上です。

○会長 会長 会長というご指名がありましたので、個人的な意見ですが、発言させていただきます。

都市計画道路を一回決めるとすると、実現までに何十年もかかることはよくあります。その間に、他の交通手段の進歩や鉄道の新規開通も影響します。例えば最近の話題ですと、「大江戸線があそこに通ったから、道路交通量は減ったので

はないか。」「だとしたら道路の拡幅は不要ではないか。」というような議論が出ることもあるでしょう。また逆に、人口の増加による交通量の増加、建物の建て替えによる交通量の増減などもあります。ですから、都市計画道路を一回決定してからずっと見直さないというのも良くない。だからと言って頻繁に見直すのも良くない。それらのバランスを考えながら、東京都都市整備局等でいろいろご議論されて、東京都が定期的に見直すということになっているんだろうというふうに私は理解しているところでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長　それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本案については妥当であるという旨答申したいと存じますが、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長　ありがとうございます。それでは、異議ございませんので、全員賛成と認めさせていただきます。よって、本案は妥当であるとし、その旨答申することといたします。ただし、説明にもありましたように、また皆様からのご意見からもありましたように、本都市計画の変更についてはこれまで区から地域の住民の方々へ説明を行ってきているところであります。そして、かつ、賛否両論いろいろあったというところでございます。今後も特に反対の意見をお持ちの方もおられるようでございますので、ご相談がありましたら区としては都市計画変更の趣旨の説明などしっかり対応していただきたいと私からもお願いをしたいと思います。

なお、区長宛ての答申文案につきましては、本職に一任させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

---

## ◎その他

○会長　本日予定いたしました案件は全て終了いたしました。

その他でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（都市計画担当係長）　事務局から、次回の開催日程でございますけれども、次第に記載のとおり12月23日の金曜日11時ということで、場所は本日と同じ区議会全員協議会室となります。後日改めて開催通知にてご案内させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

---

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして第152回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午前10時34分 閉会